



自己紹介

Shohei Sugita / 杉田 昌平

弁護士(2011年東京弁護士会登録、入管取次弁護士(2013年～))
 社会保険労務士(2017年～)、第一種衛生管理者(2020年～)
 日本弁護士連合会中小企業海外展開支援担当弁護士(2018年度～)
 弁護士法人Global HR Strategy代表社員、センチュリー法律事務所パートナー



- 2011年12月 センチュリー法律事務所入所(～2014年12月)
- 2013年4月 慶應義塾大学法科大学院助教(～2015年8月)
- 2015年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所(～2017年8月)
- 2015年6月 名古屋大学大学院法学研究科特任講師
(ハノイ法科大学内日本法教育研究センター)(～2017年8月)
- 2017年9月 センチュリー法律事務所入所(現職)
名古屋大学大学院法学研究科学術研究員(～2017年9月)
- 2017年10月 名古屋大学大学院法学研究科研究員(現職)
慶應義塾大学グローバル法研究所研究員(～2019年6月)
ハノイ法科大学客員研究員(～2019年10月)
- 2019年6月 慶應義塾大学法科大学院特任講師(現職)
- 2020年2月 経済産業省中小企業庁「次世代の担い手研究会」委員
- 2020年9月 厚生労働省委託事業「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査」検討委員
- 2020年11月 ASSC=JICA「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」アドバイザー



■ 外国人の採用はジョブ型採用に馴染みやすい

日本型採用(メンバーシップ型)

- ①先にメンバーとなる人を採用する
- ②人を仕事に配属する
- 採用時の専門性を重視しない傾向



仕事

ジョブ型採用

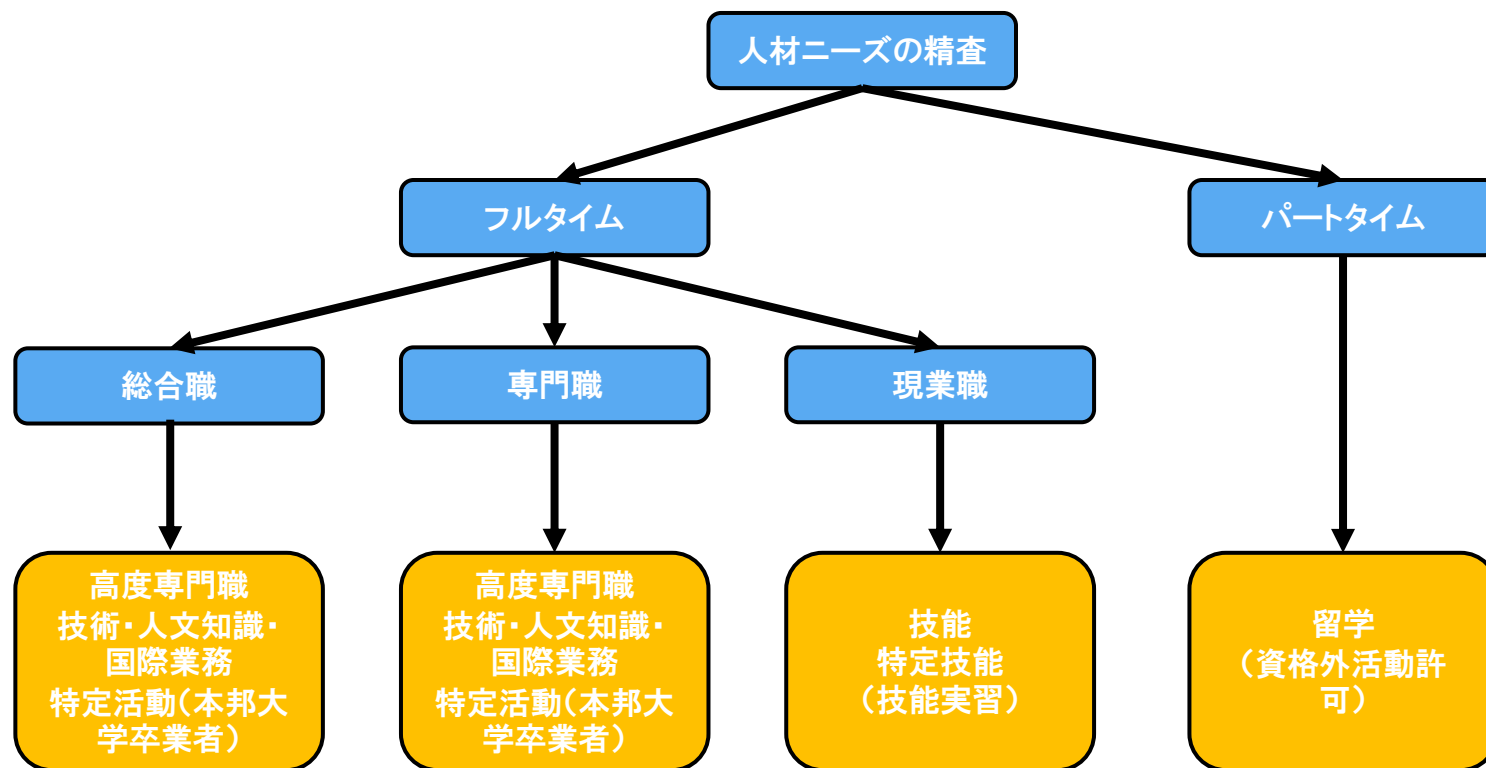
- ①先に仕事が存在する
- ②仕事に人を配属する
- 採用時の専門性を重視する傾向

仕事



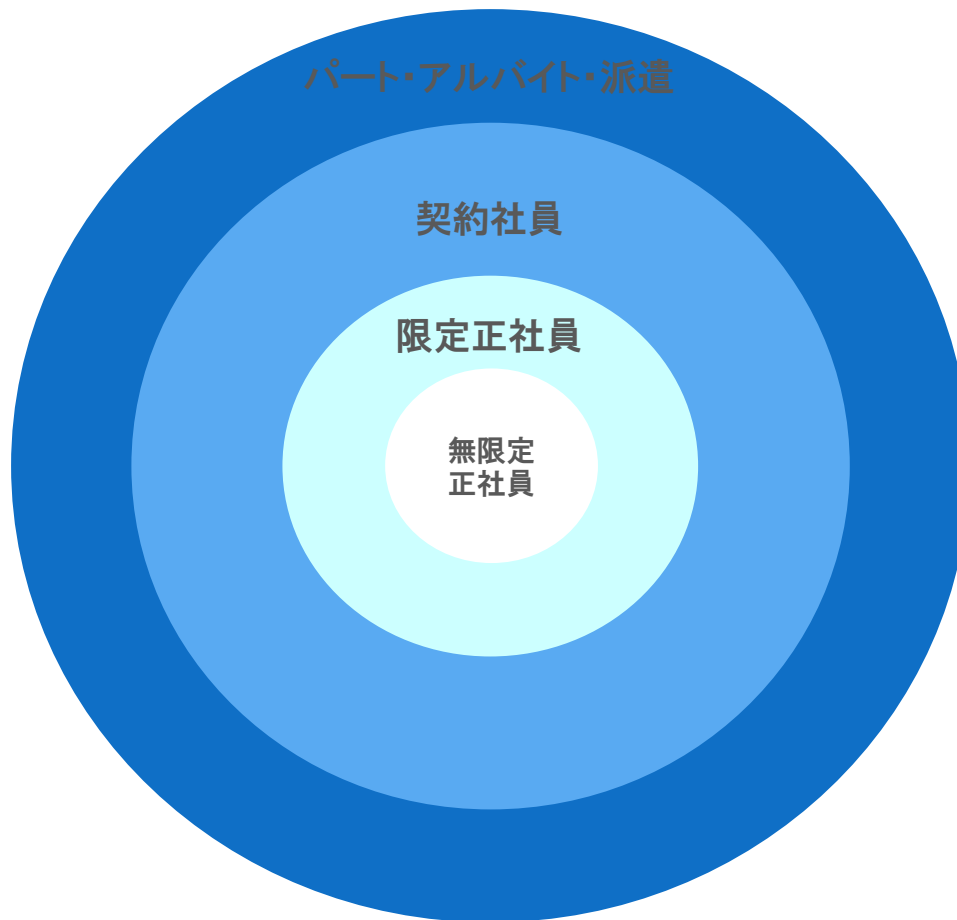
外国人雇用のフロー

- 外国人の採用は人材ニーズの精査と対応する在留資格の特定が不可欠



- 日本に入国している外国籍の人(外国人)は、原則として、一人一つ、何らかの、日本にとどまり、活動することができる資格(在留資格)をもっている(入管法2条の2第1項、一在留一在留資格の原則)。
- 在留資格は、2019年4月から特定技能が開始され29種類となった。
- 在留資格は、①働くことができる在留資格と②働くことができない在留資格がある。
- 外国人は、原則として、在留資格の範囲でしか報酬を得る活動ができない(入管法19条)。
- →通訳を行う「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で在留する人に専ら現場作業をさせることや、「技能実習」の在留資格の人に専ら通訳をさせると、資格外活動となり得る。

メンバーシップ型雇用

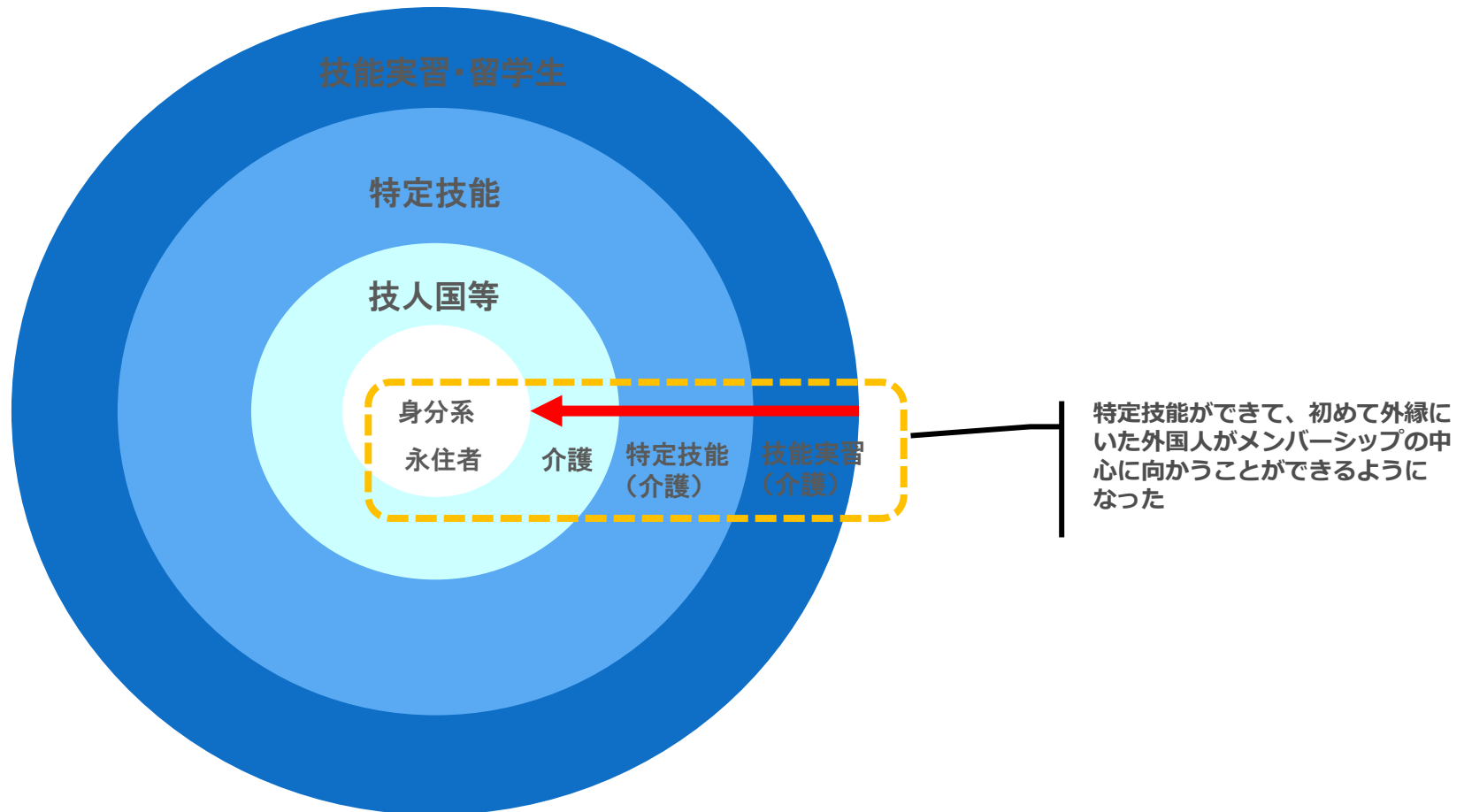


「無限定正社員こそが「正規」であり、それが企業の基幹的地位に在る、との認識があるかぎり、ジョブ型であろうと限定であろうと修辭句がついた正社員は「非正規」の亜流に過ぎない。」

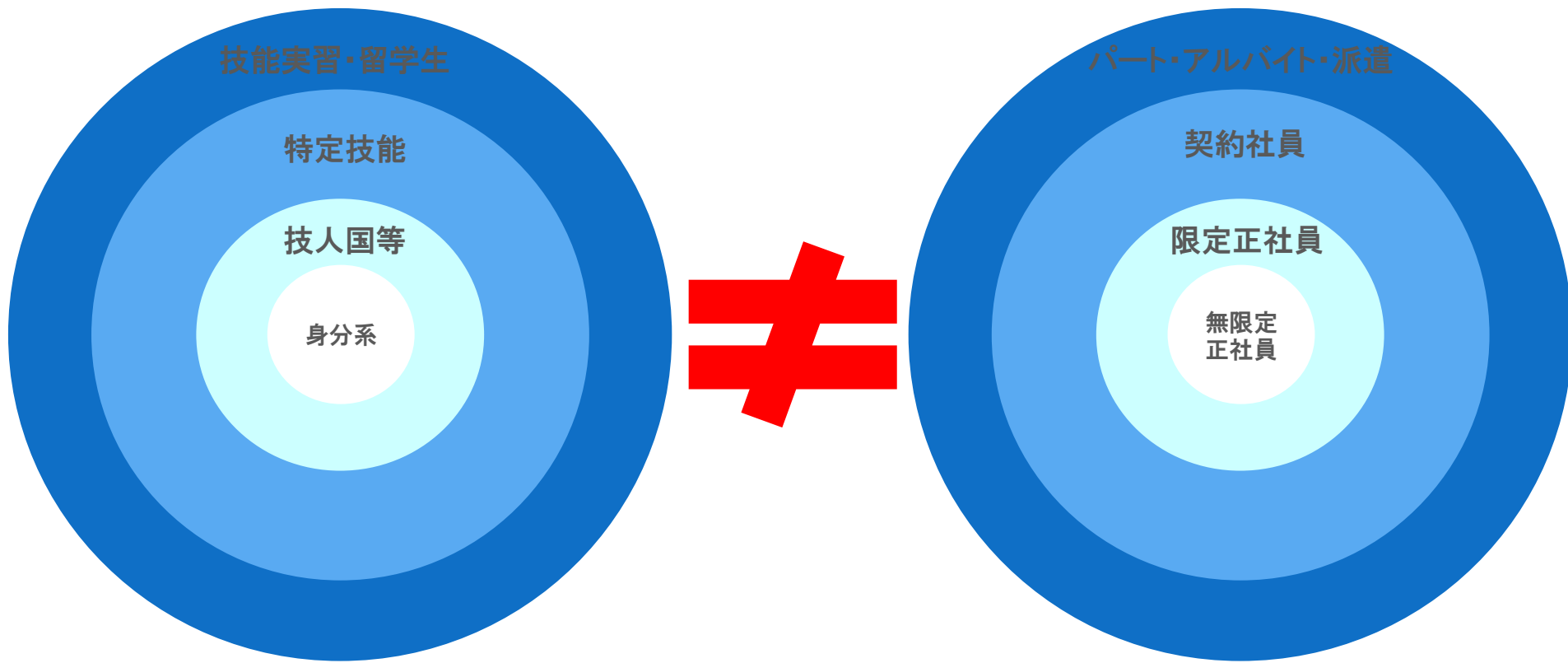
野川忍「ジョブ型正社員について9. Nov.2018」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/hoiku/20181109/181109hoikukoyo01.pdf>

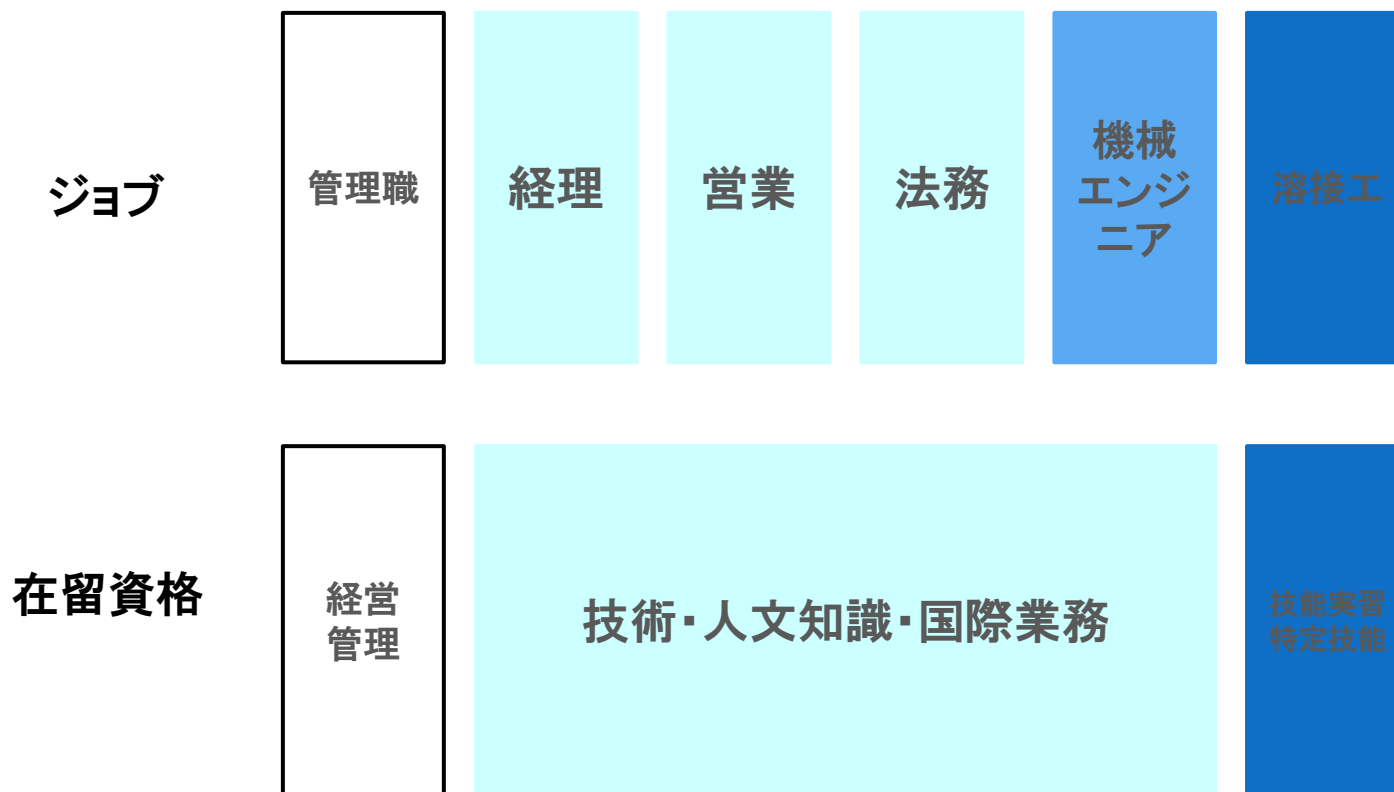
メンバーシップ型雇用と在留資格



メンバーシップ型雇用と外国人雇用

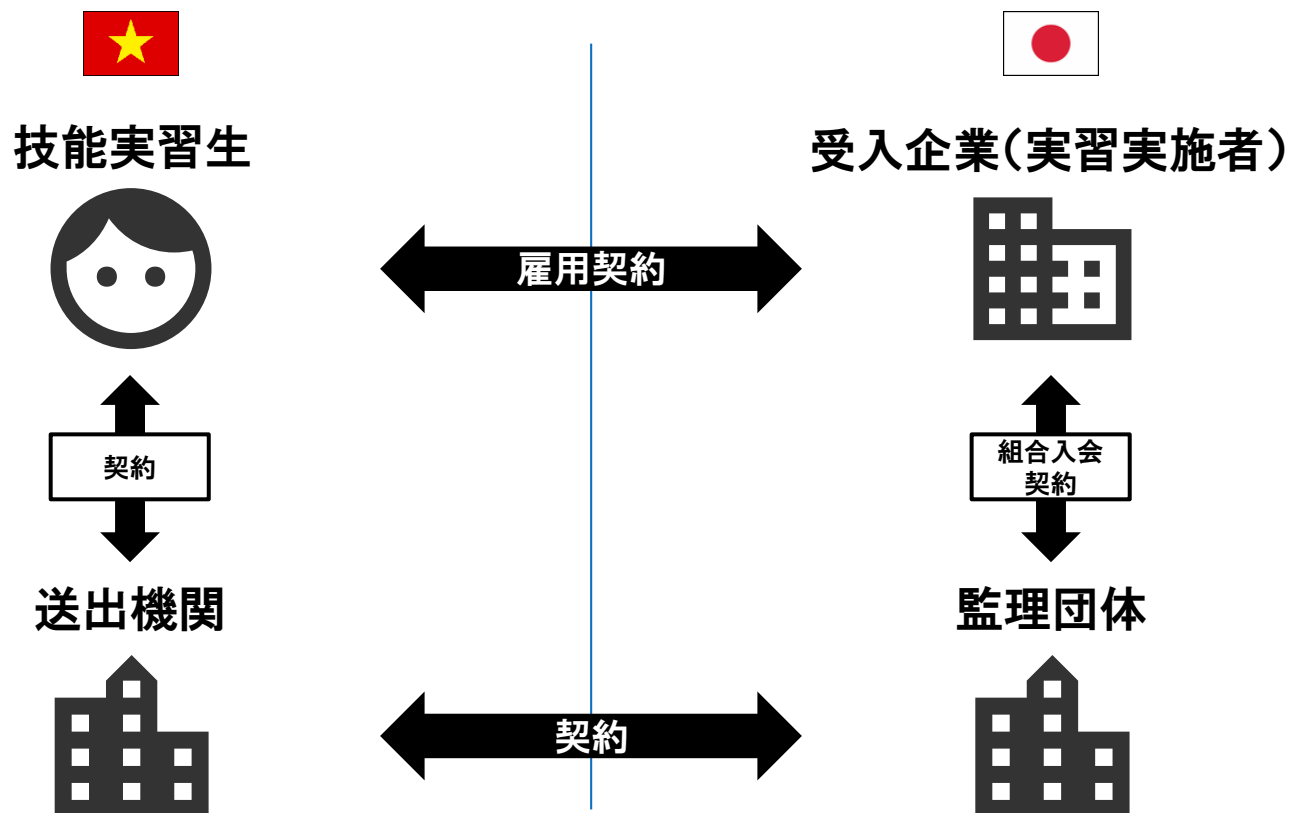


ジョブ型雇用と在留資格



在留資格と資格 (技能実習と技能検定等)

- 技能実習制度(団体監理型)



在留資格と資格 (技能実習と技能検定等)

■ 送出機関

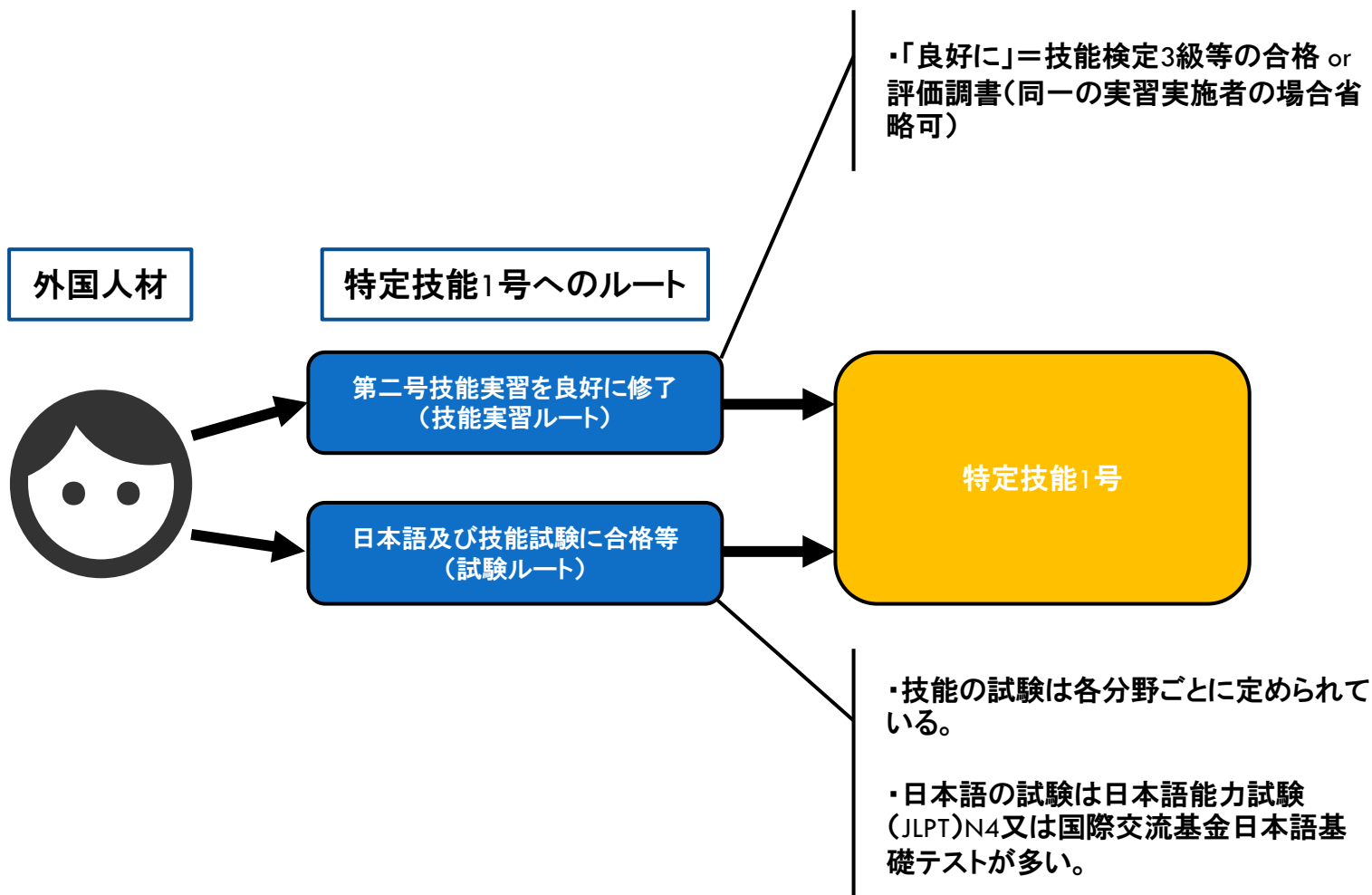


Global HR Strategy

◎ 社内検定型の検閲・作業（1検閲3作業）	
検閲名	作業名
空港ブランドハンドリング●	航空機路上支援
	航空貨物取扱
	旅客サービス

出展:外国人技能実習機構ウェブサイトより

在留資格と資格 (特定技能と資格)



在留資格と学歴・資格

在留資格	学歴・資格
技術・人文知識・国際業務	学士・専門士
高度専門職	一定の大学での優遇
特定活動(本邦大学卒業者)	日本の大学での学位、N1・BJT480
介護	介護福祉士
医療	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士
法律会計業務	弁護士、司法書士、土地家屋調査士、外国法事務弁護士、公認会計士、外国公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士

- 外国人を日本の産業組織構造(＝メンバーシップ型雇用)のまま活躍してもらうのは素直に考えれば困難
- ジョブ型に移行するのであれば、学位や資格、職務経験が重視されることになるが、就職に接続する教育制度の見直しも含めて大改革となる
- 学歴(学位)及び資格は、日本の在留資格制度では、直接的な要件となっているものがある＝学歴・資格によって在留資格を得られるかが決まる
- 学歴(学位)は世界的に共通の基準があるが、資格は日本独自のものが多い
- 資格についても、日本の資格を国際展開する、他の国の資格と共通的な枠組みを作るといった検討がされても良いと思われる

参考文献等

16

- 法務省「新たな外国人材の受入れについて」
- 法務省「入国・在留審査要領」
- 山脇康嗣『詳説 入管法の実務』
- 同『技能実習法の実務』
- 坂中英徳＝齋藤利夫『出入国管理及び難民認定法逐条解説改定第四版』
- 本資料では、Apache license version 2.0.のライセンスで配布されているMaterial iconsを使用しています。

- 本資料では、わかりやすさの観点から、以下のとおりの用語を用いる場合があります。
- 出入国管理および難民認定法＝入管法
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律＝技能実習法

ご質問等



ご連絡先

〒100-0004

東京都千代田区 大手町1-7-2

東京サンケイビル25階

センチュリー法律事務所

杉田 昌平

03-5204-1089

sugita@century-law.com

ご清聴、ありがとうございました！

ご質問・ご意見・ご相談等、お気軽にお申しつけください。